

一般事業主行動計画

(1) 計画期間

平成26年8月1日から平成28年7月31日まで（2年間）

(2) 設定目標（3項目）

① 年次有給休暇の取得促進

- ・正規職員の平成25年の年次有給休暇取得日数は平均7.4日であり、年間取得率は37%となっている。3年前の平成22年における平均日数8.4日と比較して1.1日、年間取得率にして5ポイント減少している。年次有給休暇が取得しやすい職場環境・雰囲気づくりが進んでいないことが明らかであるため、年間取得日数平均を10日以上、取得率で50%超を達成するよう、利用促進を図る。

《手法》

- ・月に1回実施する「事務事業調整会議」において、所属長に状況説明を行い、各職場で目標を達成できるよう周知徹底を行う。（H26.8月～）
- ・職場のイントラネットを利用し、対象職員に向けて年次有給休暇の利用促進を呼びかける。（H26.8月～）

② 両立支援関連規程の理解と制度利用の促進

- ・全職員が両立支援関連規程の内容を理解し、対象者が制度を利用しやすい職場環境の整備に努める。

《手法》

- ・「仕事と家庭の両立」に関する職員アンケートを実施し、職員のニーズを把握する。（H26.9月～）
- ・関連規程の概要及び育児休業期間中等における社会保険や雇用保険の取り扱いに関するわかりやすい資料を作成する。（H26.10月～）
- ・作成した資料を職場内のイントラネットに掲載し、全職員が随時内容を確認できるようにする。（H26.10月～）

③ 本会事業への次世代育成支援反映

- ・次世代育成支援の視点から、本会事業内容の検討を行う。

《手法》

- ・次年度事業計画時に、新規・既存事業の内容を考える際、次世代育成支援の要素についても盛り込めるか検討を行う

＜参考＞ 両立支援に関する関係規程、制度など

1 就業規程

第18条 介護休業、介護休暇、介護短時間勤務

第19条 育児休業、子の看護休暇、育児短時間勤務

第20条 特別休暇（傷病休暇、結婚休暇、産前産後休暇など）

2 育児休業等に関する規程

第2条 育児休業の対象者

第5条 育児休業の期間

第6条 子の看護休暇

第7条 休業中の給与等の取り扱い

第9条 復職後の取り扱い

第11条 育児短時間勤務制度

3 介護休業等に関する規程

第2条 介護休業の対象者

第5条 介護休業の期間

第6条 休暇中の給与等の取り扱い

第7条 社会保険等の取り扱い

第8条 復職後の取り扱い

第10条 介護短時間勤務制度

第11条 介護休暇

4 時差勤務に関する要綱

第3条 対象職員（正規、嘱託、臨時職員）

第5条 勤務時間等

5 出産祝金制度（磐田市勤労者福祉サービスセンター）